

## 「労働者派遣法改正説明会」を追加開催します ～令和2年4月から改正法（同一労働同一賃金）が施行～

平成30年に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働者派遣法は同一労働同一賃金に関する改正が行われました。派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間で

不合理な待遇の禁止等に係る措置を講じることとされ、令和2年4月1日から施行されます。

このため、平成30年労働者派遣法改正の内容について、派遣元の事業主を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

同一労働  
同一賃金



○対象：派遣元事業主

○申込方法：裏面を記入の上、FAX（先着順）

\* 申込者多数の場合は前回の説明会に出席していない事業主を優先させていただきます

○内容

- ① 「平成30年労働者派遣法改正（同一労働同一賃金）について」
- ② 「働き方改革推進支援センターについて」

	東 部	中 部	西 部
日 時	令和元年12月23日(月)	令和元年12月10日(火)	令和元年12月16日(月)
会 場	プラサヴェルデ コンベンションホールA-1 沼津市大手町1-1-4	グランシップ 会議ホール・風 静岡市駿河区東静岡2-3-1	アクトシティ浜松 コングレスセンター31会議室 浜松市中区板屋町111-1
会 場	 <p>西駐車場及び東駐車場が有料で利用できます。</p>	 <p>東静岡駅南口の一般有料駐車場が利用できます。台数に限りがあります。公共交通機関でご来場ください。</p>	 <p>アクトシティ地下有料駐車場が利用できます。</p>
時 間	(受付) 9:30～ 10:00      (説明) 10:00～12:00 * 各会場とも説明内容は同じです		

FAXにて事前にお申し込みください（FAX 054-271-9987）送付状は不要です。

## 平成30年労働者派遣法改正説明会参加申込書（派遣元用）

事業所名（ふりがな）  個人情報保護の観点から担当者等の個人名の記入は不要です。	ふりがな
	事業所名
	所在地
	電話番号（                      ）                      —
	FAX番号（                      ）                      —
許可番号をご記入ください	派遣元 → 派                      —

### 参加希望会場（いずれか1つに○印を付けてください）

東部会場 12/23（月）	中部会場 12/10（火）	西部会場 12/16（月）

※受付は先着順となります。会場の定員になり次第、受付は終了とさせていただきます。

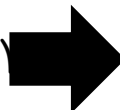
当日の参加人数            人（会場の都合により最大2人までとさせていただきます。）

※説明会のお申し込みは、労働局の受付印が押印された本申込書の返信をもって完了となります。説明会当日は、受付印が押印されている本申込書を会場受付にご提出ください。

会場によっては駐車できる台数が少ないことから、車でお越しの場合はお近くの有料駐車場等を利用ください。（駐車料金は自己負担となります。）

-----  
【労働局処理欄】

押印されたものをご持参ください



受付印

--

各会場ともFAXによりお申し込みください。  
送信後3日以内（土日祝日除く）に労働局からの返送が無い場合には、大変お手数をおかけしますが当課まで連絡をお願いします。

静岡労働局職業安定部需給調整事業課

電話 054-271-9980

派遣元用